

○厚生労働省告示第四百三十三号

労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第九十五条の六の規定に基づき、労働安全衛生規則第九十五条の六の規定に基づき厚生労働大臣が定める物等（平成十八年厚生労働省告示第二十五号）の一部を次の表のように改正し、平成三十一年一月一日から適用する。ただし、この告示の適用の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

平成三十年十二月二十八日

厚生労働大臣 根本 匠

(傍線部分は改正部分)

改正後

改正前

(労働安全衛生規則第九十五条の六に規定する厚生労働大臣が定める物)
 第一条 労働安全衛生規則(以下「安衛則」という。)第九十五条の六に規定する厚生労働大臣が定める物は、次の表の中欄に掲げる物及び同欄に掲げる物を含有する製剤その他の物(同欄に掲げる物の含有量が同表の下欄に定める値である物を除く。)とする。

(労働安全衛生規則第九十五条の六に規定する厚生労働大臣が定める物)
 第一条 労働安全衛生規則(以下「安衛則」という。)第九十五条の六に規定する厚生労働大臣が定める物は、次の表の中欄に掲げる物及び同欄に掲げる物を含有する製剤その他の物(同欄に掲げる物の含有量が同表の下欄に定める値である物を除く。)とする。

コード	物	含有量
		(重量パーセント)
(削る)		
(削る)		
(削る)		
(削る)		
(削る)		

コード	物	含有量
		(重量パーセント)
二百三十三	アクロレイン	一パーセント未満
二百三十四	N-イソプロピル-N-フェニルベンゼン-1,4-ジアミン	〇・一パーセント未満
二百三十五	塩化水素	〇・一パーセント未満
二百三十六	ジチオりん酸O・O-ジエチル-S-(ニ-エチルチオエチル)別名ジスルホトン)	〇・一パーセント未満
二百三十七	硝酸	一パーセント未満
二百三十八	弗化水素	〇・一パーセント未満

二百四十九	メチルターシャリ ブチルエーテル（別名 MTBE）	○・一パーセント未満
二百四十八	フルフラール	○・一パーセント未満
二百四十七	一・一ジクロロエチ レン（別名塩化ビニリ デン）	○・一パーセント未満
二百四十六	シクロヘキサノン	○・一パーセント未満
二百四十五	オルトクレゾール	○・一パーセント未満
二百四十四	エチレングリコールモ ノールマルブチル エーテル（別名ブチル セロソルブ）	○・一パーセント未満
二百四十三	アスファルト	○・一パーセント未満
二百四十二	（略）	（略）
二百四十一	（略）	（略）
（削る）		

二百三十九	硫酸	一パーセント未満
二百四十	（略）	（略）
二百四十二	（略）	（略）
（新設）		
（新設）		
（新設）		
（新設）		
（新設）		
（新設）		

（有害物ばく露作業報告の対象及び期間）
 第二条 事業者は、次の表の上欄に掲げる期間に一の事業場において製造し、又は取り扱った同表の中欄に掲げる物の量（同欄に掲

（有害物ばく露作業報告の対象及び期間）
 第二条 事業者は、次の表の上欄に掲げる期間に一の事業場において製造し、又は取り扱った同表の中欄に掲げる物の量（同欄に掲

げる物を含む製剤その他の物（前条の表の中欄に掲げる物の含有量が同表の下欄に定める値である物を除く。）を製造し、又は取り扱った場合における当該製剤その他の物に含有される次の表の中欄に掲げる物の量を含む。）が五百キログラム以上となったときは、同表の下欄に掲げる期間に、安衛則第九十五条の六の規定による報告書の提出を行わなければならない。

対象期間	対象物質	提出期間
(削る) 平成三十年一月一日から同年十二月三十一日までの間	(略)	(略)
平成三十一年一月一日から同年十二月三十一日までの間	前条の表の中欄に掲げる物（二百四十三の項から二百四十九の項までのものに限る。）	平成三十二年一月一日から同年三月三十一日までの間

げる物を含む製剤その他の物（前条の表の中欄に掲げる物の含有量が同表の下欄に定める値である物を除く。）を製造し、又は取り扱った場合における当該製剤その他の物に含有される次の表の中欄に掲げる物の量を含む。）が五百キログラム以上となったときは、同表の下欄に掲げる期間に、安衛則第九十五条の六の規定による報告書の提出を行わなければならない。

対象期間	対象物質	提出期間
(新設) 平成三十年一月一日から同年十二月三十一日までの間	(略)	(略)
平成二十九年一月一日から同年十二月三十一日までの間	前条の表の中欄に掲げる物（二百三十三の項から二百三十九の項までのものに限る。）	平成三十年一月一日から同年三月三十一日までの間